山形県二級河川大規模氾濫時の減災対策協議会 幹事会の報告について

幹事会の議事概要

- 〇第1回協議会(H29.5.30)を開催し、山形県の二級河川を対象とした減災対策協議会を設立
- 〇第1回協議会以降、幹事会を2回開催し、二級河川の取組方針を取りまとめた。

【第2回幹事会】(H29.8.4)

- ○議 事:二級河川の取組事項について
 - ・地域防災計画の整理結果について
 - 6月19日に施行された水防法等の一部改正を受けて、減災対策協議会で検討を要する事項について
- 〇主な意見交換の概要
 - ・水位周知河川のタイムラインについて、近傍の雨量と水位の相関を確認し検証する。
 - 量水標の設置、河川水位警告灯の設置検討。

【第3回幹事会】(H29.10.18)

- ○議 事:県管理河川の取組事項について
 - ・協議会で検討・調整を要する事項について
 - 二級河川の減災に係る取組方針の変更案について
- 〇主な意見交換の概要
 - ・水位周知河川のタイムラインについて、流域ごとのタイムラインを設定できないか現在検討中。
 - ・タイムラインの考え方として、台風とゲリラ豪雨は分けて考えるべき。
 - ・洪水警報の危険度分布について、山形気象台からデータ等を提供していただきながら雨量・水位データとの相関について確認中。
 - ・水防法改正により要配慮者利用施設の避難確保計画の策定や避難訓練の実施が義務化になったことに 対する対応に苦慮している。